

亀山市選挙管理委員会告示第39号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票所を次のとおり設けたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和7年7月2日

亀山市選挙管理委員会
委員長 山内秀喜

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	城北地区コミュニティセンター	第16投票区	川崎地区コミュニティセンター
第2投票区	北東地区コミュニティセンター	第17投票区	辺法寺営農集会所
第3投票区	本町地区コミュニティセンター	第18投票区	野登地区コミュニティセンター
第4投票区	亀山市役所	第19投票区	池山公民館
第5投票区	野村地区コミュニティセンター	第20投票区	小川生活改善センター
第6投票区	東部地区コミュニティセンター	第21投票区	下白木公民館
第7投票区	亀山南小学校	第22投票区	落針公民館
第8投票区	南部地区コミュニティセンター	第23投票区	神辺地区コミュニティセンター
第9投票区	昼生地区コミュニティセンター	第24投票区	関文化交流センター（ホール）
第10投票区	下庄集会所	第25投票区	関町北部ふれあい交流センター
第11投票区	井田川地区南コミュニティセンター	第26投票区	鈴鹿馬子唄会館
第12投票区	井田川小学校	第27投票区	林業総合センター
第13投票区	みずほ台幼稚園	第28投票区	市場公民館
第14投票区	みずきが丘集会所	第29投票区	関南部地区コミュニティセンター
第15投票区	能褒野町公民館		